少数株主利益（又は少数株主損失）	
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社株主に係る包括利益	
少数株主に係る包括利益	

（記載上の注意）

1　1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。

2　法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第二号ロ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　包括利益

第二十五条の八の二第一項第三号ロ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　包括利益

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条第二号ロ中「次に掲げる事項」の下に「（(4)に掲げる事項については、信用金庫連合会に限る。）」を加え、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　包括利益

別紙様式第十四号の二目次及び同様式目次記載上の注意3．中「連結損益計算書」を「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」に改め、同様式第2の2の表中「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額合計」に改め、同様式第2の3を次のように改める。

3（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

「(1)　連結損益計算書」及び「(2)　連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「(3)　連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1)　連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		×××
資金運用収益	×××	
貸出金利息	×××	
預け金利息	×××	
買入手形利息及びコールローン利息	×××	
買現先利息	×××	
債券貸借取引受入利息	×××	
有価証券利息配当金	×××	
再預託金利息	×××	
その他の受入利息	×××	
役務取引等収益	×××	
特定取引収益	×××	
その他業務収益	×××	
その他経常収益	×××	
経常費用		×××
資金調達費用	×××	
預金利息	×××	
譲渡性預金利息	×××	
短期債券利息	×××	
債券利息	×××	
債券発行差金償却	×××	
借用金利息	×××	
売渡手形利息及びコールマネー利息	×××	
売現先利息	×××	
債券貸借取引支払利息	×××	
コマーシャル・ペーパー利息	×××	
預託金利息	×××	
その他の支払利息	×××	
役務取引等費用	×××	
特定取引費用	×××	
その他業務費用	×××	
経費	×××	
その他経常費用	×××	
貸倒引当金繰入額	×××	
その他の経常費用	×××	